

# 学校選択制の概要

## 6. 学校選択制希望調査票の提出

同封されている「学校選択制希望調査票」については、下記の提出期限までに必ず提出してください。

**提出期限までに届かなかった場合及び提出されなかった場合は、お住まいの通学区域の小・中学校への就学(指定校)となります。**

【提出期限】 **郵送** 令和6年10月31日(木) **必着**

**持参** 令和6年10月31日(木)17時30分まで

【提出先】 〒537-8501 東成区大今里西2丁目8番4号

**東成区役所窓口サービス課(住民情報)(1階16番窓口)**

※とりわけ国立・私立・特別支援学校を希望している場合でも、結果によって、「学校選択制」を利用するには、希望調査票の学校選択制希望欄に希望する学校名を記載する必要があります。なお、記載がない場合につきましては、お住まいの通学区域の小・中学校が希望選択校として指定されることとなりますのでご注意ください。

## 7. 一次結果の公表

希望調査結果を全員に郵送にて通知いたします。また、各学校への希望状況を集計し区役所のホームページにて公表いたします。(通知・公表共に、11月上旬予定)

## 8. 希望校の変更期間

希望調査の一次結果を踏まえ、下記のとおり、**受付期間中、1回に限り学校選択制希望校を変更することができます。**この期間以降は変更できませんのでご注意ください。

【受付期間】 令和6年11月15日(金)から21日(木)まで

【受付時間】 9時00分から17時30分まで

【受付場所】 **東成区役所窓口サービス課(住民情報)(1階16番窓口)**

※郵送や電話での受付はできません。また変更状況のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

## 9. 二次結果の公表

希望校の変更期間終了後に、最終希望者数を確定します。通学区域外の学校を希望された方に対し、抽選実施の有無について、郵送にて通知いたします。また、その内容については、区役所のホームページで公表いたします。(通知・公表共に、12月上旬予定)

## 10. 抽選の実施

希望者数が学校の受入可能人数を超えた場合は、公開抽選により入学者を決定します。ただし、通学区域内の児童・生徒は必ず就学できます。